

新しい班長の皆様へ

班長さんの手引き

(令和5年度版)

_____ 班

鍛冶ヶ谷町内会

鍛冶ヶ谷町内会では町内会の区域が非常に広く、又世帯数も多い為、町内会の基礎的な組織として地縁を基盤とした「班」組織を結成していただき諸活動を行っています。

最近では都市化に伴って世帯の出入りも激しく、新しく町に転居されてこられた世帯は町内会の仕組みが分からないことも多く、又口伝えでは間違いも起こるので、新しい班長さんの参考にして頂くために「班長さんの役割」の概略を文章にしました。

班長さんの交代の際にはこの手引きを使用して説明・引継ぎして下さい。

1 班長の立場

鍛冶ヶ谷町内会規約(会則)では次の通り規定しています。(規約抜粋)

第4章 組織員等

(班の組織)

第14条

組織の円滑な運営を行うため本会の区域を班に分け、各班に班長を置く。

2. 班の区域の決定、変更、改廃は関係会員の意見を聞いた上で役員会において決定する。
3. 班長は班の各世帯による互選又は協議により選出する。
4. 班長の任期は原則として1年とする。
5. 班長会議については別に定める。

1. 班長会議については町内会規約施行細則第8条に定める。

この規約では班長は町内会と各班の連絡役であり、各班のまとめ役となっています。

班長は班長会議に出席する義務があります。班長会議は原則として毎月1回開催となっておりますが、令和5年度は新型コロナウイルス感染防止観点から最小限の開催といたします。開催日程は下記の通りです。

- ・4月23日(日曜日) ・5月 休会 ・6月 休会 ・7月 8日(土曜日)
- ・8月 休会 ・9月 休会 ・10月 7日(土曜日) ・11月 休会
- ・12月 休会 ・1月 休会 ・2月 3日(土曜日) ・3月 休会

2 班長の任期

班長の任期は規約上は1年となっています。

班ごとの事情もあり、半年としている班もあります。

なお、班の継続性や地域の安定性を考慮すると、班長の任期は1年とすることが望まれます。

3 班長の役割

班長は町内会と班員のパイプ役です。具体的な役割は、おおむね次の通りです。

(1) 日常生活の中で配意する事項

- ・班の代表として班員の意見や要望があればそれを役員に伝え、町内会との連携を図る。
- ・自班の区域に新しく世帯が入ってきたら、町内会の仕組みを説明し入会を勧める。
- ・自班の世帯数を常に把握し世帯の移動をその都度町内会(総務会計事務担当)に報告する。
(別紙・入会申込書・退会届 ・鍛冶ヶ谷子ども会登録用紙)
- ・自班の世帯に不幸があったとき、町内会(総務会計事務担当)に連絡する。
- ・町内会設置の防犯灯が故障した場合、町内会(防犯担当)に知らせる。

(2) 会議出席・行事参加

- ・班長会議に出席する。(班長会議出席前に自班の広報物を受け取って会議に出席する)
- ・防災研修会や防災訓練に参加する。
- ・町内会等の各種行事に班員と共に参加協力する。

(3) 集金・集約・報告・配布等事項

- ・自班の各世帯から町内会費を集金し、町内会に納める。(別紙会費等領収書)
- ・自班の各世帯から共同募金及び日赤募金を集金し、町内会に納める。(同)
- ・県や市の広報紙を町内会から受け取り、班員宅に配布する。(別紙広報誌配布日参照)
- ・町内会からの”お知らせ”や、回覧すべき印刷物を班員に回覧する。
- ・回覧で申込書等町内会に回答する案件は、回収後必ず確認、回答(提出)する。
- ・町内会の各種調査について、自班に関し協力する。
- ・班長交代時に新班長の届出書を提出する。新年度の交代届出は2月にご案内致します。期中で班長交代があった場合も班長届出書を提出下さい。(別紙令和5年度班長届出書)
- ・鍛冶ヶ谷子ども会の入会・継続登録名簿を提出する。
(鍛冶ヶ谷子ども会入会・継続登録名簿を4月のお知らせでご案内します。)

4 町内会会費

町内会会費は町内会の維持や活動に必要な財源となります。

会費の金額：一世帯、1ヶ月 250円(年額3,000円)。

当町内会では年間会費(12ヶ月)を年度当初に納めていただくようお願いしています。

又、特別な事情のある世帯については、会費を免除する場合があります。

免除する場合は、町内会に問い合わせして下さい。

5 広報等の受け取り場所

鍛冶ヶ谷集会所玄関横のキャビネットの中に班名を記した広報物が有りますので、自班の広報物を受け取り班長会議に出席してください。

6 班長会議休会月及び班長会議を欠席する際の広報等受け取り開始日

令和5年度回覧物受け取り開始日は添付「令和5年度広報誌配布日程」を参照ください。

期限付きの”お知らせ”もありますので、期日以降出来るだけ早く持ち帰って下さい。

7 町内会への連絡先

- * 総会欠席の委任状・会員の移動報告(入・退会)・新班長の届出・諸調査の提出
町内会会費、募金等の納入 関係
総務会計事務担当 嘉山 美佐江 Tel:893-5804
080-5508-4502

- * 掲示板・広報物・「町内会からのお知らせ」関係
広報担当理事 市川 英子 Tel:070-2273-7405
又は、広報配布事務担当 倉成 宏子 Tel:895-1419
* 掲示板への掲示はあらかじめ広報担当理事の承認印を得てから掲示する。

- * 訃報、火災関係 :町内会から弔慰金、火災見舞金が出ます。

総務・会計担当理事 渡部 久雄 Tel:893-3490
又は、総務会計事務担当 嘉山 美佐江 Tel:893-5804
080-5508-4502

- * 防犯灯(街灯)の不具合等関係

防犯・防災担当理事 金井 宏 Tel:090-8962-7175

- * ゴミ回収関係・ゴミネットボックスの助成金関係

環境・美化担当理事 渡辺 洋輔 Tel:896-1053
090-1856-1330

(第1号様式)

入会申込書

鍛冶ヶ谷町内会に入会を希望しますので申し込みます。

年 月から入会

	氏 名	住 所
世帯主		栄 区
	災害時に援護を要する方は○印	必要
	災害時に援護を要する方は○印	必要
	災害時に援護を要する方は○印	必要
	災害時に援護を要する方は○印	必要
	災害時に援護を要する方は○印	必要
	災害時に援護を要する方は○印	必要

- * 家族全員が会員ですので全員のお名前を記入してください。
- * 会費は一世帯あたりで賦課されます。
会費は月/250円で年間まとめて3,000円お願いします。
- * 災害時に援護を要するご家庭には後日町内会担当者が聞き取り調査に伺います。

年 月 日

鍛冶ヶ谷町内会会長殿

班名: _____

班長氏名: _____

(第2号様式)

退 会 届

このたび鍛冶ヶ谷町内会を退会いたしますのでお届けします。

退会後の住居：「転居」 ・ 「住み続ける」
(どちらかに○を付けてください)

退会月日： 年 月 日

鍛冶ヶ谷町内会会長殿

班 名： _____

世帯主又は代表者

氏 名： _____

班長氏名： _____

(班長 → 町内会(会計事務) → 子ども会 宛)

「鍛冶ヶ谷子ども会」登録用紙

「鍛冶ヶ谷子ども会」は、鍛冶ヶ谷町内会に加入している全世帯のお子さんが対象となります。入会金や年会費はありません。

子ども会のイベントに参加・不参加にかかわらず、中学生以下のお子さんの登録をお願いしています。

「記入のしかた」

- 保護者氏名は、町内会登録者の氏名を記入してください。
- 子どもの名前は、名前だけ記入し、必ずふりがなをお願いします。

・記入年月日 (年 月 日)

班番	保護者氏名	子どもの名前	ふりがな	学年・年齢	備考

* この情報は「鍛冶ヶ谷子ども会」活動以外には使用いたしません。
班長さんは取り扱いにご注意願います。

《 鍛冶ヶ谷子ども会 連絡・問い合わせ先 (045)893-8213 北野 》

令和5年度鍛冶ヶ谷町内会会費等領収書

班 名:

班長氏名:

No	氏 名	月分	町内会費	日赤社資	赤い羽根募金	計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
合 計 金 額						
町内会領収 月/日担当印		月	日	㊟	クオカード配付 ㊟	

町内会費=1ヶ月1世帯 250円(年間 3,000円)

*この領収書に記入の上、現金と共に町内会までお持ちください。担当者が押印して返却します。

*氏名欄は必ず姓・名(フルネーム)を記入して下さい。

*町内会費は出来る限り年分を一括で納入して下さい。

*会員から町内会費の個別の領収書の発行要求があった場合は「受領書」を発行下さい。

(受領書が必要な班は集金月の広報書類配布日にキャビネットの中に準備しますのでお引き取り下さい。又、集金時も集会所で配布します)

令和5年度 広報誌配布日

令和5年3月1日

年月	広報書類準備日 (キャビネット)	班長会議 開催日(案)	役員会議 開催日(案)	備考
5年4月	8日	23日	15日	班長会議は通常 総会終了後開催
5月	6日	休会	6日	
6月	3日	休会	3日 17日	
7月	8日	8日	8日	
8月	5日	休会	5日	
9月	9日	休会	9日	
10月	7日	7日	7日	
・11月	4日	休会	4日	
12月	9日	休会	9日	
6年1月	10日	休会	6日	
2月	3日	3日	3日	
3月	9日	休会	9日	

*広報書類等は、鍛冶ヶ谷集会所玄関横のキャビネットの中に班名を記入し保管してあります。

令和5年度 班長届出用紙

班番号：

班長名：

令和5年度の新班長を下記の通り届出します

新班長 氏 名	住 所	電 話 番 号
	鍛冶ヶ谷	自宅
	E-mail: (任意)	携帯

*任期は1年(令和5年4月1日～令和6年3月末)です。

*任期が半年間の班は、後期の班長を下記に 記入して下さい。
(任期が1年間の班は記入しないで下さい)

新班長 氏 名	住 所	電 話 番 号
	鍛冶ヶ谷	自宅
	E-mail: (任意)	携帯

*当届出用紙は、会計事務担当 嘉山さんまでFax送信か自宅ポスト
又は集会所のポストに投函して下さい。

嘉山担当電話・Fax番号 : 自宅 045-893-5804

: 携帯 080-5508-4502

鍛冶ヶ谷町内会